

文教委員会資料②

3 所管事務の調査（報告）

- (1) 令和5年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 令和5年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料1 令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

こども未来局

(令和6年8月29日)

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和5(2023)年度)

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針				
法人の概要	1 法人の事業概要 生活支援事業、自立促進事業 交流促進事業、地区母子寡婦福祉会の育成、研修会の開催、職業紹介事業、物資の販売並びに自動販売機及び売店の設置運営、調査研究事業、その他母子家庭等に対する総合的な支援等 2 法人の設立目的 母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とします。 3 法人のミッション 川崎市内の母子家庭及び寡婦の福祉のため地域で活動する地区母子寡婦福祉会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦に対する生活支援、自立促進対策を行うほか、母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査研究及び各種研修会の開催、啓発広報等の事業を行います。			
	本市施策における法人の役割	当該法人は、母子父子寡婦福祉法に規定された市内唯一の母子、父子及び寡婦の福祉団体であり、長い歴史の中で母子父子寡婦福祉の専門知識を蓄積していることから、当該分野の本市施策の一部について受託団体として実施するとともに、市が実施に至っていない事業を自主事業として主体的に実施するなど、市の施策推進の一翼を担っています。また、9地区の福祉会を包含していることから、地域に密着した事業推進を可能としています。 一般財団法人に移行後も、法人の目的・趣旨には、公益性が強いため、母子・父子福祉団体として本市との施策上の関係性を維持し、「法人の自立化」と「施策上の役割強化」を両立させていきます。 また、母子・父子福祉団体は、生み出した収益を福祉に還元することが目的であるため、法人が生み出す収益を有効活用し、法人の事業拡充を図り、ひとり親家庭及び寡婦の支援を強化し、母子父子寡婦福祉の向上に還元していきます。		
法人の取組と関連する市の計画		市総合計画上関連する政策等	政策	施策
		関連する市の分野別計画	政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
現状と課題	第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(令和4年度～令和7年度)			
	1 現状 ・生活・就労相談事業における個々の相談内容については、ひとり親家庭となる経緯が様々であり、また新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化に伴い多様化しています。 ・ひとり親家庭については、その生活環境から職種や雇用条件等が特に限定されることもあり、依然厳しい雇用状況にあります。 ・地域活動については、長年における地域ネットワークを活用しながら実施しており、参加者の満足度も比較的高いです。 ・法人の収益事業の一つである川崎市南部斎苑及び川崎市北部斎苑で実施している売店事業については、新型コロナウイルスの感染拡大以降の社会状況の変化により、販売収益が大幅に悪化しています。 ・多様化するニーズや事案に対応するべく、更なる関係機関との連携、専門知識・能力の向上が求められています。 2 課題 ・ひとり親家庭における相談内容の多様化により、支援相談における対応が困難化しています。 ・ひとり親家庭における雇用状況が厳しい中、経済的自立に向けて、より効果的な就労支援が必要です。 ・効果的な地域活動を実施する一方、現在、若い世代の組織離れ等の傾向により、法人会員数が近年横ばい傾向です。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大以降、斎苑売店事業の収益が大きく悪化しており、法人の財産額が減少している状況を踏まえ、改善のための取組を早急に進める必要があります。 ・社会情勢が変遷するなかでひとり親家庭等を取り巻く現状を踏まえ、課題やニーズを把握した適切な対応を行うために、専門知識の習得と資質向上に努める必要があります。			
取組の方向性	1 経営改善項目 ・公益目的支出計画に基づき計画的な支出を進めながら、収益事業の収支改善を図り、将来に渡っての法人財産額の維持に向けて取組みます。 ・多様化するニーズや事案に対応するべく、外部研修への参加等により職員の資質向上を図ります。 2 連携・活用項目 ・生活相談や就労相談について、相談員の専門知識及びスキルの向上や関係機関との連携により、効果的かつ効果的な対応を行います。 ・生活支援や就労支援について、ニーズを捉えた講習を的確に実施しながら、利用者への効果的な支援を行います。 ・地域活動について、主に若い世代のひとり親家庭に向けた広報や交流事業を強化し、会員の確保や地域活動の活性化に繋げます。 ・ひとり親家庭等に関する専門知識や地域の情報等を共有し、市と法人双方の支援体制の連携・強化を図りながら、効果的に事業を進めていきます。 ・その他、国の動向や社会状況等を踏まえながら、適宜関係機関との連携・調整を行っていきます。			

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4力年計画の目標

- 1 施策の推進に向けた事業計画として、主に次の事業における取組を実施し、支援の効果等についての向上又は維持を図ります。
・生活支援事業において、生活相談の適切な対応や効果的な生活支援講座を実施することで、ひとり親家庭の生活力の向上を図ります。
・自立支援事業において、就労相談に対しては、ニーズに応じ関係機関と連携しながら適切に対応するとともに、効果的な資格や技能の取得に向けた就業支援講習を実施し、ひとり親家庭の将来の安定した自立の促進を図ります。
・地域活動推進事業において、会員確保に向けた取組や地区母子寡婦福祉会を通じた地域活動や交流を促進し、地域力の向上を図ります。
- 2 経営健全化に向けた事業として、主に斎苑の売店事業等の収益事業において、法人の事業執行や運営に必要な収益の確保を図ります。
- 3 業務・組織に関わる計画として、主に法人職員の専門意識の向上やスキル習得等の取組を推進し、法人組織の支援体制の強化を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和5 (2023)年度)	実績値 (令和5 (2023)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の方 向性 (※4)
①	母子家庭等生活支援事業	生活相談件数	972	970	1,190	件	a	A	I
		講座受講者数	629	445	493	人	a		
		講座受講者の満足度	90.0	91.0	94.9	%	a		
		事業別の行政サ ビスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	14,361 (14,361)	14,930 (14,930)	15,234 (15,234)	千円	2)	(2)
②	母子家庭等自立支援事業	就労相談件数	2,387	2,510	2,517	件	a	B	I
		講座受講者数	1,090	1,340	1,267	人	b		
		就労支援に係る講座の受講者等の就 労決定率	80	77	86	%	a		
		事業別の行政サ ビスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	21,540 (21,540)	22,395 (22,395)	22,851 (22,851)	千円	2)	(2)
③	母子家庭等地域活動推進事 業	会員数	493	600	461	人	c	C	II
		事業参加者数	2,309	2,650	2,394	人	b		
		地域活動への評価	90.0	91.0	93.1	%	a		

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和5 (2023)年度)	実績値 (令和5 (2023)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	収益性の確保	経常収支比率	90.8	98.2	101.7	%	a	A	I
		正味財産の推移	89,318	85,593	89,122	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和5 (2023)年度)	実績値 (令和5 (2023)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	事務執行体制の確保	外部研修への参加(延べ人数)	22	20	21	人	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和4(2022)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

生活支援事業・自立支援事業は目標値を概ね上回り、これは丁寧な相談支援を積み重ねた結果であり、母子・父子福祉センター事業における大きな役割でもあると認識して引き続き事業推進に取り組んでまいります。

地域活動推進事業については、会員総数や事業参加者数は目標達成が難しい状況ですが、子どものいる会員の新規加入や親子で参加できるイベントへの積極的な実施等、活発な活動ができており、こうした活動をきっかけに会員・イベント参加者の増加を図ってまいります。

収益事業については、斎苑売店事業が令和4年度以降の来場者数の回復が継続し赤字幅の縮減できたこと、自動販売機の売上が堅調であることから、全体での黒字を確保し、法人財産を一定程度改善するを図ることができました。

業務執行体制の確保については、業務量の増加に対応しながらも実績値を改善することができたため、令和6年度以降は職員増を含めた体制の整備を進め、職員の積極的なスキルアップができる環境整備を進めてまいります。

【令和5(2023)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

本市からの委託事業である生活支援事業・自立支援事業については、いずれも目標値を概ね達成しており、本市が母子・父子福祉センター事業に求めるひとり親家庭支援の役割を果たしています。特に生活相談においては、要支援家庭や離婚前後の不安を抱えた方々に対してもしっかりと向き合い、非常に丁寧な対応を積み重ねながら、目標値を大きく上回る実績をあげており、高く評価できるものです。

地域活動推進事業については、会員数や事業参加者数の目標は達成できませんでしたが、新たな会員も着実に獲得しており、ひとり親家庭の交流・活動の場としての役割を果たしているため、引き続き様々なイベント等の実施と、それに伴う参加者の増加に期待しています。

収益事業については、斎苑売店事業は赤字が続いているものの、全体での黒字は維持することができました。令和7年度以降は売店事業の受託が終了する見込であるため、自動販売機設置事業を収益の柱として、収入の増加に繋がる取組にさらに注力し今後も、本市委託事業において質の高いサービスを継続しながら、法人の地域活動の活発化とともに収益面の改善による法人財産の維持にも努めることを期待します。

また、業務執行体制の確保についても、状況が改善し目標を達成したため、引き続き業務体制の整備等により、職員がスキルの向上に意欲的に取り組めるような環境づくりを図ることを期待します。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和5(2023)年度)

事業名	母子家庭等生活支援事業
計 画 (Plan)	
現状	- 生活相談については、相談内容が多様化しており、相談者のニーズを正確にくみ取り、市内の関係機関とも連携しながら、適切な支援に繋げる対応が求められています。 - 講座受講者数については、利用の需要もあって一定の実績があるものの、社会状況の変化を踏まえたニーズを捉え、講座内容の検討、見直しを行う必要があります。
行動計画	- 生活相談件数については、対象世帯の利用促進につながる広報活動を行い、相談者に寄り添いながら適切な相談対応により、相談件数の増加を図ります。 - 経済的自立に向けた就労支援講座に重点を置くことにより、生活支援講座の開催数は削減しますが、ニーズを捉えた講座開催に努めることで、引き続き参加者の促進を図ります。 - 講座内容について、ニーズに沿いながら随時見直すことで、受講者の満足度の向上を図ります。
具体的な取組内容	- 支援員を派遣し家事・育児等の支援を行う日常生活支援の問い合わせの増加や、離婚に係る養育費の確保や法律相談のニーズの高まりにより、相談件数は年々増加していますが、引き続き個々のニーズに沿った丁寧な対応を継続するとともに、区の地域支援課など関係機関とも連携しながら対応します。 - ニーズが高い弁護士による法律相談の受入れ枠の拡充のほか、令和4年度新たに実施した離婚前講座を回数を増やして実施し、離婚前後の生活を支援する取組を強化するとともに、ヨーガ・ボディワーク教室による健康講座も継続します。 - 利用者からの御意見等を参考にしながら、講座等の内容等の見直しを適宜行い、満足度の維持を図ります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 支援員を派遣し家事・育児等の支援を行う日常生活支援事業について支援機関を介した要支援家庭の利用調整に係る対応や、法律相談に対する問い合わせと利用者へのアフターフォローにより、件数は目標値と比較して高い数値を維持しました。 【指標2関連】 離婚前後のひとり親支援として、ニーズの高い弁護士による法律相談の受入可能枠を年間で63人→87人に受入枠を拡充し、離婚前講座を年間2回に増やしたほか、ヨーガ等の健康講座や親子で楽しめるひとり親向けイベントも継続して実施したことにより、受講者数は増加しました。 【指標3関連】 講座等の受講者でアンケート回答者全体のうち94.9%が満足したと回答し、さらにそのうち65%がとても満足したと回答しており、利用者のニーズに沿ったものを実施できました。
----------------	--

評 価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	生活相談件数		目標値		945	970	995	1,020	件
	説明	ひとり親家庭等の生活支援のために実施する相談事業における延件数	実績値	972	1,253	1,190			
2	講座受講者数		目標値		435	445	455	465	人
	説明	ひとり親家庭等の生活力の向上を促すために実施する生活支援講習会の受講者延人数	実績値	629	442	493			
3	講座受講者の満足度		目標値		90.5	91.0	91.5	92.0	%
	説明	生活支援に関する講座受講者の満足度 ※R4年度の個別設定値:85.5%(現状値の95%)	実績値	90	97.1	94.9			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1は、令和4年度に引き続き、日常生活支援事業の問い合わせ、困難ケース利用に係る支援機関との調整が相談件数を大きく伸ばしており、目標値を上回りました。
 指標2は、各種講座等は令和4年度から継続しながら、ニーズの高い弁護士による法律相談についても、受け入れ枠を増やしたことにより、令和4年度実績を上回り目標値を上回りました。
 指標3は、講座受講者の満足度は94.9%となり目標を達成し、受講者にとって概ねニーズに沿った内容を実施できましたが、令和4年度実績を下回っていることから、アンケートで出された要望等を参考に今後の事業実施内容について検討していきます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A ・相談件数は高い数値を維持し、指標1「生活相談件数」の目標値を上回ったため。また、弁護士相談利用者へのアフターフォローや、日常生活支援事業の丁寧な利用調整を丁寧かつ粘り強く行っており、ひとり親家庭の支援に繋がっているといえるため。 ・ニーズの高い支援の拡充を行うことで実績値の増加につながり、指標2「講座受講者数」の目標値を上回ったため。 ・指標3「講座受講者の満足度」の目標値を上回り、利用者の多くが満足する内容の支援を提供しているといえるため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	14,361 (14,361)	14,930 (14,930)	15,234 (15,234)			
行政サービスコスト に対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、市からの委託料総額を「母子家庭等生活支援事業」と「母子家庭等自立支援事業」で案分することで行政サービスコストとしています。令和5年度は光熱費の値上がりの影響により行政サービスコストの目標値をわずかに超過しました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2) 行政サービスコストは目標値をわずかに下回ったものの、施策推進に関する指標1～3の目標値を上回っており、特に生活相談においては実績値を維持しながら、利用者により丁寧な対応を行っており、ひとり親家庭の生活支援に貢献しているため。

改善(Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I ・引き続き、様々な生活や子育ての課題に係る問合せ・相談に対応しながら、日常生活支援事業についての問い合わせに対しては、丁寧な対応と利用調整に努め利用者と支援員の適切なマッチングを行います。また、弁護士相談の利用者に対しても、丁寧な聞き取りやアフターフォローに取り組みます。 ・離婚前の方も含めた支援やその他の生活支援講座について、令和5年度のアンケート結果等をふまえ改善しながら取組を継続していきます。 ・講座内容や実施方法等、必要な改善に取り組むことで利用者満足度の向上を図ります。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②（令和5（2023）年度）

事業名	母子家庭等自立支援事業
計 画（Plan）	
現状	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就労に関する相談件数は大きく増加しており、将来の安定した自立に向けて、社会情勢を踏まえ効果的に対応することが求められています。 ・就労支援講座では、ニーズに合わせた講座を実施し、受講実績を上げていますが、ひとり親家庭の経済的自立を効果的に支援し、就労に繋げるためには、今後も社会情勢を注視し、ニーズに的確に対応し、新たな講座の開拓・実施に努める必要があります。
行動計画	・就労相談については、市内の関係機関と連携しながら、引き続き効率的かつ効果的な対応を行います。母子・父子自立支援プログラム策定対象者に対しては、資格の取得から就業まで継続して支援を行い、ひとり親家庭等の確実な自立につなげていきます。 ・就業を取り巻く社会状況や企業ニーズ等を分析・把握しつつ、就業に結びつきやすい資格の取得に向けた講座を実施するとともに、生活支援講座から就労支援講座に重点を移すことで、講座実施回数やオンライン講習について拡大を進めながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・自立を目指すひとり親家庭に対して、就労相談における対応や資格取得の支援を適切に行うとともに、関係機関とも連携しながら、就労支援を受けたひとり親等（講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等）の就労決定率の増加を図ります。
具体的な取組内容	・就労に係る講座受講者等に対して、情報提供を積極的に行うとともに、個々の相談者に対してはニーズに応じた各種支援制度の案内を行うとともに、関係機関へつなぐ等、丁寧に対応を行います。 ・パソコン関係講座や資格試験対策講座のほか「ひとり親家庭のための働き方講座」を開催、一部講座については、オンラインでの受講も可能にして実施します。 ・自立支援プログラム策定者や講座受講者に対して、確実な就労やステップアップに向けた丁寧なアフターフォロー・継続的な支援を行うことで、就労決定率の向上を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 就労相談や講座に関する問い合わせ対応、キャリアサポートかわさき等関係機関との連携のほか、資格取得の相談受付等を行いました。また、講座受講者等への情報提供については、選別なく渡す・送るというのではなく、本来のセンターの趣旨であるアフターフォローをかねて、対象者に関係性のある情報を提供する方向に変えたことにより実績値は昨年度比で減少しましたが、効果的な就労支援につながるよう取り組みました。 【指標2関連】 令和4年度に実施した講座を継続し、パソコン初心者向けの講座や、ワード・エクセル・パワーポイント、ファイナンシャルプランナー2・3級等の資格取得講座のほか、「ひとり親家庭のための働き方講座」等も実施し、ステップアップを目指す方に対して様々な支援を行いました。 【指標3関連】 ・自立支援プログラム策定者や講座受講者がステップアップにつなげるため、関係する講座や制度の案内、関係機関と連携した求人情報の提供を行う等、丁寧なアフターフォローを行いました。 【その他】 「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金」等を活用した資格取得等を目指す利用者に対しては、修学後の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえた自立支援プログラムの策定を行いました。さらに、修学中・修了後の状況確認によるフォローアップも丁寧に行うことで、将来の自立に向けて取り組むひとり親をバックアップしました。
----------------	---

評 価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	就労相談件数		目標値		2,475	2,510	2,545	2,580	件
	説明 ひとり親家庭等の親から相談を受け、就労に関する助言や情報提供等を行った延件数		実績値	2,387	3,045	2,517			
2	講座受講者数		目標値		1,310	1,340	1,370	1,400	人
	説明 ひとり親家庭等の親の就業・自立に向けて、資格や技能の取得のために実施する講座の受講者延人数		実績値	1,090	1,532	1,267			
3	就労支援に係る講座の受講者等の就労決定率		目標値		75	77	79	80	%
	説明 就労支援に係る講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等が就労につながった割合 ※R7年度の個別設定値：76.0%（現状値の95%）		実績値	80	88	86			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	b	
指標3 に対する達成度	a	
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)		
指標1は、講座受講者等への情報提供の方法を見直したことで、令和4年度と比較し実績値は減少しましたが目標値は上回りました。 指標2は、令和4年度から継続した講座内容を実施しましたが、上級者向けの講座等の受講者数が減少したことにより、実績値は令和4年度比で減少し、目標値をわずかに下回りました。 指標3は、令和5年度の各種講座受講者や母子・父子自立支援プログラムの策定者等は、多くの方が3月末時点で就労状況に改善や継続ができている状況であり、目標値を上回りました。		

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B ・指標2の講座受講者数はわずかに目標を未達であったが、各種問い合わせ対応だけでなく、就労支援で関わった方に対しては特に積極的にフォローを行うことで、より効果的な支援に繋がるよう取り組んでおり、その結果指標1、3の目標達成につながっている。 ・各種給付金の利用者に対しても、申請時だけでなく、修了～就職まで継続的にサポートし、自立を目指すひとり親家庭への支援に大きく貢献している。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	21,540 (21,540)	22,395 (22,395)	22,851 (22,851)			
行政サービスコスト に対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)								
当該事業は市の受託事業であり、市からの委託料総額を「母子家庭等生活支援事業」と「母子家庭等自立支援事業」で案分することで行政サービスコストとしています。令和5年度は光熱費の値上りの影響により行政サービスコストの目標値をわずかに超過しました。								

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2) 行政サービスコストは目標値をわずかに下回ったものの、各種講座の受講者等に対して継続的にフォローを行うこと等、効果的な就労支援につながるよう取り組んでいる。これにより施策推進に関する指標2点が目標値を上回っており、本市施策に貢献している。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	方向性	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I ・講座受講者数は令和4年度から減少していることも踏まえ、講座内容や受入枠数の見直しを行いながら、ニーズに沿った取組を実施するとともに、引き続き受講者等に対しての丁寧な相談対応や情報提供を積極的に行い、効果的な就労支援に繋げてまいります。 ・学校等に通り資格を取得する際に給付が受けられる高等職業訓練促進資金について、神奈川県独自の補助により、保育士・看護師・介護福祉士に上乗せの給付が行われることから、本人の希望を踏まえながらも、将来の自立に繋がるよう適切なアドバイスや情報提供による効果的な支援実施に努めてまいります。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③（令和5（2023）年度）

事業名	母子家庭等地域活動推進事業
計 画（Plan）	
現状	・会員数については、若い世代の組織離れ等の傾向により近年横ばいの傾向にあります。 ・事業参加者数については、コロナ禍の影響をうけ減少しているものの、交流の機会となる取組や支援を実施することにより、一定の参加実績があります。
行動計画	・会員数については、若い世代に対する広報活動を特に行うとともに、当該世代のニーズを把握しつつ、新たな会員獲得に向けた取組について検討しながら、新規会員の獲得を図ります。 ・事業参加者数については、会員等のニーズ等も踏まえつつ、幅広い年代の声が幅広く取り入れられるように、協議会の事業運営のあり方について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・会員ニーズを把握し、取組内容について適宜検討、見直し、地域活動への評価値の向上を図ります。
具体的な取組内容	・食料支援を行っている団体と連携し、支援場所としてサン・ライブを活用することで、多くのひとり親家庭が来場することのきっかけとし、協議会の広報につなげ、比較的若い世帯の加入と継続による会員数の確保を図ります。 ・特に20歳未満の子どものいる母子会員の加入と継続のため、親子で参加できるイベントの実施や、高校に入学する児童のいる会員への祝い金等、会員にとって魅力のある活動や取組を実施し、事業参加者数の増加を図ります。 ・活動内容について会員の意見を踏まえ適宜見直しを行い、ひとり親家庭の要望の把握と行政への報告とその結果のフィードバックを継続することで、アンケートによる評価値の向上を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 20歳未満の子どものいる会員が273名、20歳を超えている会員が188名となりました。 各種相談や、食糧支援の受け取りによる来場者への広報、親子で参加できるイベントや「高等学校入学祝い金支給制度」をきっかけとした新規加入により20歳未満の子どものいる会員が30名入会しましたが、子どもの成長による退会や、寡婦の方の年齢による退会により、会員数は令和4年度から25名の減となりました。 【指標2関連】 親子で参加ができる「プラネタリウム」や「クリスマス会」等のイベントや、主に子どもが20歳を超えている寡婦向けのサークル活動等を活発に実施したほか、勉強会・報告会等の協議会の運営に係る活動においても、多くの参加者がありましたが、予定していた親子向け行事が天候により中止されたほか、寡婦の活動への参加者も減少したことにより実績値は減少しました。 【指標3関連】 活動内容については、地区会へのアンケート結果により、93%以上が活動に満足していることを示しました。 【その他】 食料配布の活動を行っているNPO法人のグッドネイバーズ・ジャパンと連携し、配布場所としてサン・ライブの会議室を提供し、会員に限らずひとり親家庭への食糧支援に協力しています。
----------------	--

評価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	会員数		目標値		590	600	610	620	人
	説明	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の会員数(母子家庭及び寡婦)	実績値	493	486	461			
2	事業参加者数		目標値		1,320	2,650	2,710	2,770	人
	説明	母子寡婦福祉協議会会員相互の交流促進のため、実施している地域活動の参加者数	実績値	2,309	2,591	2,394			
3	地域活動への評価		目標値		90.5	91.0	91.5	92.0	%
	説明	地域活動に対する各地区会の評価値 ※R4年度の個別設定値:85.5%(現状値の95%)	実績値	90	93.5	93.1			

指標1 に対する達成度	c	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	b	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1は、20歳未満の子どもがいる新規会員の加入はあったものの、退会者数が上回り目標値には届きませんでした。
指標2は、令和4年度と同様、様々なイベント等を実施することができ、多くの会員が参加しましたが、実績値は目標値の90%程度にとどまりました。
指標3は、地区会の役員を中心としたアンケート回答者のうち93%以上が活動に満足と回答し目標を上回ることができました。
その他、食料配布の活動を行っているNPO法人のグッドネイバーズ・ジャパンと連携し、配布場所としてサン・ライヴの会議室を提供し、会員に限らずひとり親家庭への食糧支援に協力しています。

本市による評価	達成状況	区分		区分選択の理由
			C	
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		C	・成果指標1・2の目標達成に至らなかったものの、新たな母子家庭の加入にはつながっており、子どもの年齢によらず、ひとり親同士の交流や活動機会を作り出す役割を担っている。また、これによる会員からの活動への評価満足度は高いため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		—	—	—	—	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)	実績値	—	—	—	—	—	
行政サービスコストに対する達成度				1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善(Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	・親子で参加できるイベント等への参加をきっかけとして新規入会や定着に繋がっているため、引き続き子育て中のひとり親に対し広報を行います。 ・様々な世帯が楽しめる活動を継続するとともに、アンケート結果も参考にイベント等を企画することで会員の満足度を高い水準で維持することを目指します。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

2. 経営健全化に向けた取組①（令和5（2023）年度）

項目名	収益性の確保
計 画（Plan）	
現状	昨今の葬儀の簡素化の風潮に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、特に斎苑売店事業の収益が悪化していることに伴い、法人財産が大きく減少しています。公益目的支出計画により令和9（2027）年度末までに約55,000千円の支出が必要であることから、今後基本財産額を計算上下回る可能性を考慮し、安定した収益の確保に向けた取組を進める必要があります。
行動計画	公益目的支出計画を踏まえた適正な支出を継続しながら、収益性を確保するため、次の事項に取り組みます。 ・自動販売機設置事業について、既設置分の計画的な入札により手数料等の増収を図りながら、新たに開設する施設に対しても、機会を捉えて新規設置を進めます。 ・斎苑の売店事業については、斎苑の指定管理者とも協議のうえ、運営方法の見直しによるさらなるコスト削減を進め、収益の改善を図ります。
具体的な取組内容	公益目的支出計画による財産の支出を見越しながら、特に収益事業について以下の取組を実施し、公益目的支出を継続しながら、安定した経常収支比率と法人財産の維持に取り組みます。 ・斎苑売店事業については、指定管理者と協議し一部業務の見直しや斎苑職員への移管を行う等の現場レベルでの取組により人件費等の削減を継続するとともに、市の斎苑所管課及び指定管理者との情報共有を継続的にを行い、令和6年度末までの指定管理期間を見越した今後の売店の運営方法について、検討・協議を続けます。 ・自動販売機設置事業については、入札による再選定を引き続き実施することで確実な収益増を進めます。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 ・自動販売機設置事業については、令和4年度の入札による手数料収入の増や、新本庁舎に移転した筐体の売上が好調である等の要因により、収支が前年度比＋1,098千円となりました。また、令和5年度も8月に計4台の自動販売機について手数料の見直しのための入札を行った結果、手数料の増により、今後年間約360千円の継続的な収入増となる見込です。 ・斎苑売店事業については、コロナ禍で大きく落ち込んでいた来場者数は令和4年度から回復し、令和5年度も同水準が続いていましたが、主力である酒類を中心に売上の回復には繋がらず、斎苑売店事業単独での収支は△40千円の赤字となりました。 【指標2関連】 収益事業全体での黒字を確保しながら、公益目的支出計画に基づく支出として母子家庭等地域活動推進事業に係る支出を行いながら法人財産の維持に努めました。
---------------	---

評 価（Check）

経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率		目標値		92.3	98.2	97.4	96.7	%
	説明 事業活動の結果である経常収益と、それに費やした経常費用の割合 ※R7年度の個別設定値:86.3%(現状値の95%)		実績値	90.8	98.9	101.7			
2	正味財産の推移		目標値		78,025	85,593	82,660	79,027	千円
	説明 出捐者から受け入れた指定正味財産額と、本業から得られた過年度経常収支差額の合計額		実績値	89,318	87,827	89,122			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1の経常収支比率については、自動販売機設置事業の売上が増加したことにより、全体の収支が黒字となり目標を達成し、指標2の正味財産の推移についても、公益目的支出を継続しながら財産を確保することが出来、目標を達成しました。

	達成状況	区分		区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	斎苑売店事業の改善に伴い、令和4年度に目標値の変更を行ったところであるが、指標1、2ともに目標値を上回り、斎苑事業の赤字が続いているなか、一定の収益維持と公益目的の支出を継続しながら、法人財産の状況は改善することができている。

改善(Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	・自動販売機設置事業については、安定した売上と収益を維持しているため、引き続き確実な収益増に取り組みます。 ・斎苑売店事業については、売店の売上のみによる収益の黒字化は困難であると判断し、指定管理期間の更新に伴い令和7年度以降の売店事業の受託は行わない見込であるが、令和6年度も引き続き指定管理者の協力を得て人件費等のコスト削減を継続し、可能な限り経常収支の改善を図ります。 ・公益目的支出については、財産を維持しながら一定の支出を継続していきます。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

3. 業務・組織に関する取組①（令和5（2023）年度）

項目名	事務執行体制の確保
計 画（Plan）	
現状	・近年、ひとり親等となる経緯が多様化し、様々な課題を抱えている家庭も多く、支援を実施するにあたっては、高い対応能力が必要となるケースがあります。
行動計画	・ひとり親家庭等の変化や取り巻く社会情勢が変遷する中、多様化するニーズや事案に対応できる専門知識、スキルの向上を図ります。
具体的な取組内容	・職員に対し、スキルアップに繋がる研修への積極的な参加を引き続き促すとともに、日々の相談内容や社会情勢の変化を踏まえ、様々な分野で知識の習得に取り組むことで、資質の向上を図ります。 ・サン・ライヴ業務において有効な社会福祉士等の資格については、引き続き職員の積極的な取得について勧奨してまいります。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 就労支援の担当職員は、キャリアコンサルタントに係る研修を受講し、生活支援の担当職員については、離婚前の相談支援に関係する講義や不登校児童を抱える子と親との向き合い方のセミナー等を受講し、業務に関わる知識の向上に努めました。 また、一部職員は社会福祉士の取得に向けて取り組んでいましたが、今年度の合格には至りませんでした。
---------------	--

評 価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	外部研修への参加(延べ人数)		目標値		20	20	20	20	人
	説明	専門知識の習得やスキル向上を図るため、各種研修会に参加した職員数	実績値	22	14	21			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
実業務に関連する講義やセミナーについて、業務の合間に意欲的に受講することに努め、令和4年度比較して実績値を改善し、目標値を達成しました。									

本市による評価

達成状況

区分

区分選択の理由

A. 目標を達成した
B. ほぼ目標を達成した
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
D. 現状を下回るものが多くあった
E. 現状を大幅に下回った

A

目標値を達成し、生活・就労に係る業務を継続しながら、知識の獲得やスキルアップにも積極的に取り組んでいるため。

改 善（Action）

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	・就労支援の給付金等の拡充や、離婚前後の支援ニーズ等の高まりにより、サン・ライヴ職員のスキルアップもより重要になっているため、関係する研修の受講勧奨とともに、日々の業務に対応しながら受講できるよう、職員の待遇向上のほか、職員の増員を含めた業務体制の整備も進めてまいります。 ・サン・ライヴ業務において有効な資格は、取得による待遇の向上にもつながるため、引き続き職員の積極的な取得について勧奨し意欲向上にもつなげてまいります。

法人(団体名)		一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会		所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室		
●法人情報							
(1)財務状況							
収支及び財産の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)						
	経常収益		79,814	91,863	103,755		
	経常費用(事業費)		85,744	90,343	99,463		
	経常費用(管理費)		2,134	2,554	2,538		
	うち減価償却費		280	279	242		
	当期経常増減額		△8,064	△1,033	1,755		
	経常外収益						
	経常外費用						
	税引前当期一般正味財産増減額		△8,064	△1,033	1,755		
	当期一般正味財産増減額		△8,064	△1,033	1,755		
(指定正味財産増減の部)							
当期指定正味財産増減額		5,000	△458	△459			
正味財産期末残高		89,318	87,827	89,122			
貸借対照表	総資産		93,862	92,395	96,599		
	流動資産		50,015	49,285	54,190		
	固定資産		43,847	43,110	42,409		
	総負債		4,544	4,568	7,477		
	流動負債		4,544	4,568	7,477		
	固定負債						
	正味財産		89,318	87,827	89,122		
	指定正味財産		5,000	4,542	4,083		
一般正味財産		84,318	83,284	85,039			
一般正味財産内訳	うち、従前の財団法人財産		50,637	46,037	41,433		
	各年度の公益目的支出計画に基づく執行額		△4,701	△4,600	△4,605		
	各年度の収益事業の収支差額		△3,363	3,567	6,359		
	各年度の一般正味財産増減額		△8,064	△1,033	1,755		
	当期一般正味財産増減額(16行目と一致確認)		○	○	○		
	(参考)基本財産毀損状況確認		33,681	37,247	43,606		
	基本財産		35,200	35,200	35,200		
	使用可能財産		△1,519	2,047	8,406		
主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
	経常収益	事業収益	78,550	90,676	101,994		
	経常費用	人件費(事業費＋管理費)	45,103	43,962	44,691		
	総資産	現金預金	46,429	44,552	49,172		
	総負債	有利子負債(借入金＋社債等)					
本市の財政支出等(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金 負担金 委託料 指定管理料 貸付金(年度末残高) 損失補償・債務保証付債務(年度末残高) 出捐金(年度末状況) (市出捐率)							
			37,074	38,595	39,749		
			15,000	15,000	15,000		
			42.6%	42.6%	42.6%		
財務に関する指標			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産／流動負債)		1100.6%	1078.8%	724.8%			
有利子負債比率(有利子負債／正味財産)							
経常収支比率(経常収益／経常費用)		90.8%	98.9%	101.7%			
正味財産比率(正味財産／総資産)		95.2%	95.1%	92.3%			
経常費用に占める市財政支出割合 (〔補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料〕／経常費用)		42.2%	41.5%	39.0%			
経常収益に占める市財政支出割合 (〔補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料〕／経常収益)		46.5%	42.0%	38.3%			
法人コメント					本市コメント		
現状認識			今後の取組の方向性		本市が今後法人に期待することなど		
自動販売機の売上が好調で、手数料収入が増加していることにより収益事業収入がさらに増加しました。斎苑売店事業単体では、依然として△40千円の赤字を計上している状況ですが、収益事業全体での収支(7,439千円)は、令和4年度と比較しても改善(2,862千円)しています。			斎苑売店事業については、利用者の葬儀の簡素化・通夜の小規模化の傾向が定着化したことにより、主たる収益源であった酒類の販売額がコロナ以前の水準に戻らず、指定管理者の協力により配置人員の削減を続けているにも関わらず赤字が続いている状況です。このため、今後も売店の売上のみで安定した収益を確保することは困難であると判断し、令和7年度以降の指定管理期間の更新時において、売店事業の受託は難しいものとして、市の斎苑所管課及び指定管理者との協議を進めてまいります。		斎苑売店事業については、今後収益を大きく増加させることは難しいため、令和7年度以降の受託を行わない方向で関係部署等と調整する必要があります。一方で、自動販売機設置事業については、令和2年度以降に再入札による手数料の見直しを実施してきた効果もあり、収益は増加し、安定した収入源となっているため、今後も手数料の見直し等による収入増の取組を継続するとともに、指定管理施設の設置等の機会を捉え関係部署に働きかけを行う等、自動販売機設置台数の増加の取組にも期待します。		
(2)役員・職員の状況(令和6年7月1日現在)							
	常勤(人)			非常勤(人)			
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)	
役員	0	0	0	12	0	0	
職員	1	0	0	9	0	2	
【備考】							
●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由							
・今後の方向性							

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和5年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく2年目の評価**となるものであり、令和4年度取組評価において、**新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更した目標値等を踏まえて取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していく**ことで、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくもの**となります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言**等を踏まえ、平成30年度に前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました**。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健医療政策部	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の**各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等**も確認できるようにしています。

＜取組評価シートの様式イメージ＞

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和5(2023)年度)									
法人名(団体名)		所管課							
経営改善及び連携・活用に関する方針									
法人の概要									
本市施策における法人の役割									
現状と課題									
取組の方向性									

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組 4ヵ年計画の目標									
1. 本市施策推進に向けた事業取組									
取組No.	事業名	目標	達成率 (令和5 (2023)年度)	達成率 (令和6 (2024)年度)	達成率 (令和7 (2025)年度)	達成率 (令和8 (2026)年度)	達成率 (令和9 (2027)年度)	達成率 (令和10 (2028)年度)	達成率 (令和11 (2029)年度)
2. 経営健全化に向けた取組									
取組No.	項目名	目標	達成率 (令和5 (2023)年度)	達成率 (令和6 (2024)年度)	達成率 (令和7 (2025)年度)	達成率 (令和8 (2026)年度)	達成率 (令和9 (2027)年度)	達成率 (令和10 (2028)年度)	達成率 (令和11 (2029)年度)
3. 業務・組織に関する取組									
取組No.	項目名	目標	達成率 (令和5 (2023)年度)	達成率 (令和6 (2024)年度)	達成率 (令和7 (2025)年度)	達成率 (令和8 (2026)年度)	達成率 (令和9 (2027)年度)	達成率 (令和10 (2028)年度)	達成率 (令和11 (2029)年度)

法人及び本市による総括 【令和4(2022)年度取組評価における本市の取組コメントに対する法人の受止め状況】									
【令和5(2023)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】									

法人情報(団体名)									
1. 本市施策推進に向けた事業取組(1:令和5(2023)年度)									
計画(Plan)									
実施結果(Do)									
評価(Check)									
改善(Action)									

法人情報(団体名)									
●法人情報									
(1) 経営状況									
収支及び資産の状況(単位:千円)									
項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度
基本収益									
基本費用(売上原価)									
基本費用(販売費及び一般管理費)									
5%減価償却費									
減価償却費									
経常利益									
税引前当期純利益									
税引後当期純利益									
固定資産									
流動資産									
固定負債									
流動負債									
純資産									
資本金									
剰余金									
主たる固定資産の状況(単位:千円)									
項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度
固定資産									
流動資産									
固定負債									
流動負債									
純資産									
本市の財政支出等(単位:千円)									
項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度
基本収益									
基本費用									
5%減価償却費									
減価償却費									
経常利益									
税引前当期純利益									
税引後当期純利益									
経営に関する指標									
項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度
活動比率(活動比率/活動負債)									
活動比率(活動比率/活動負債)									
活動比率(活動比率/活動負債)									
法人コメント									
今後の取組の方向性									
本市が今後法人に期待することなど									
(2) 役員・職員(令和8年7月1日現在)									
役員(人)									
項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度
役員									
職員(人)									
項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	令和12(2030)年度	令和13(2031)年度
職員									

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値 b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値） c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値 b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値 c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 $\leq$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値 b. 想定なし
c. 目標値の下限値の60% $\leq$ 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値の $1/0.6$
d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から 4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

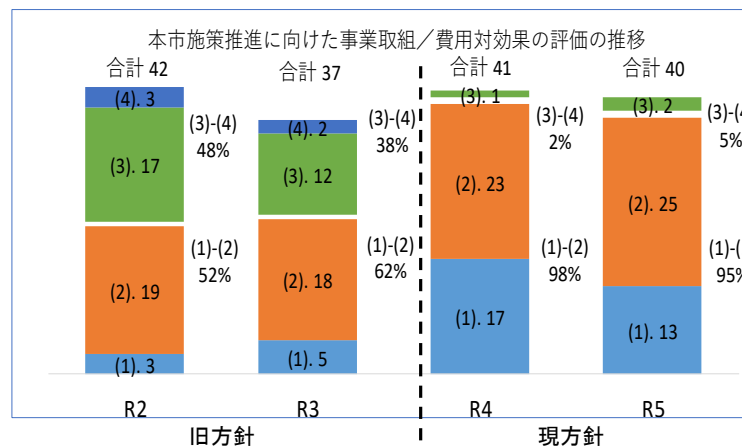
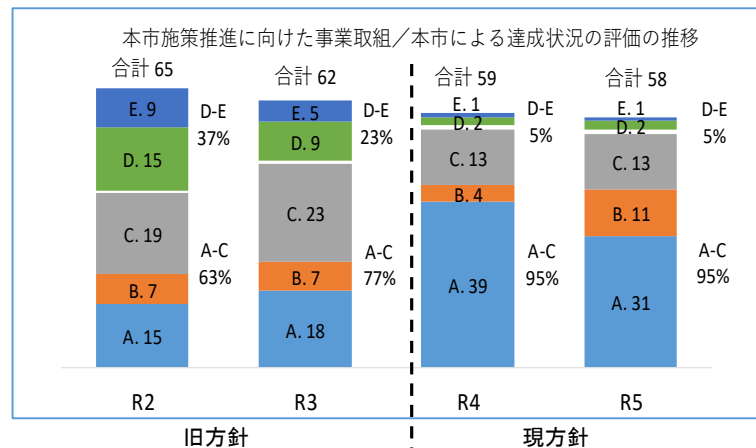
3 令和5年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で58件の取組（うち40件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約95%と、**目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約5%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約5%と、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%と、**本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている**一方、「D又はE」となったものが約3%と、**経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と**概ね適正な状況を保持しています**。

・令和5年度については、令和4年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られている**ことから、**本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められます**。また、**今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要**です。



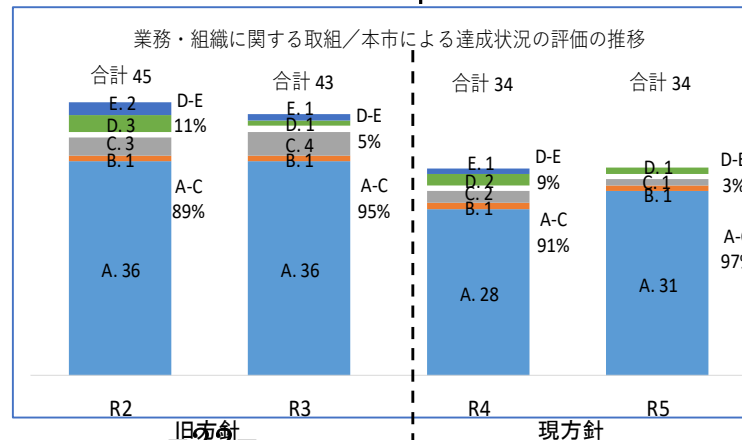
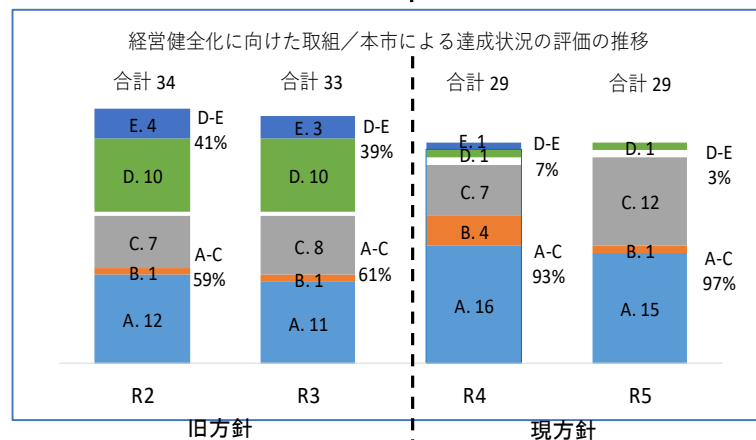
＜本市による達成状況の評価区分＞

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

＜費用対効果の評価区分＞

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

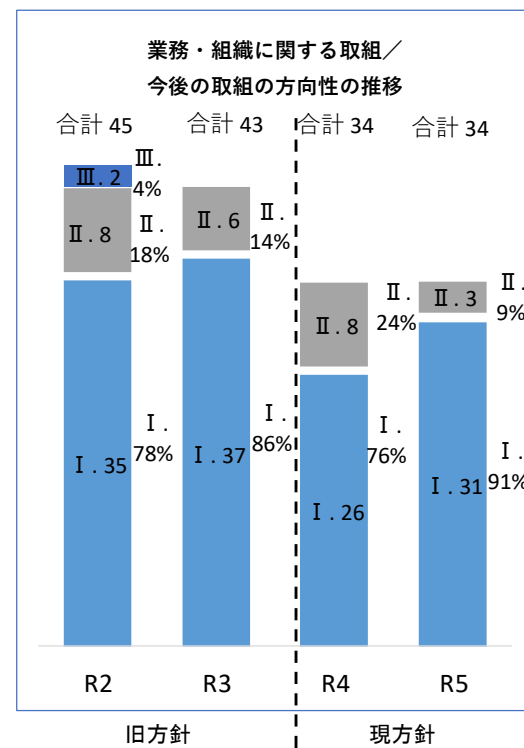
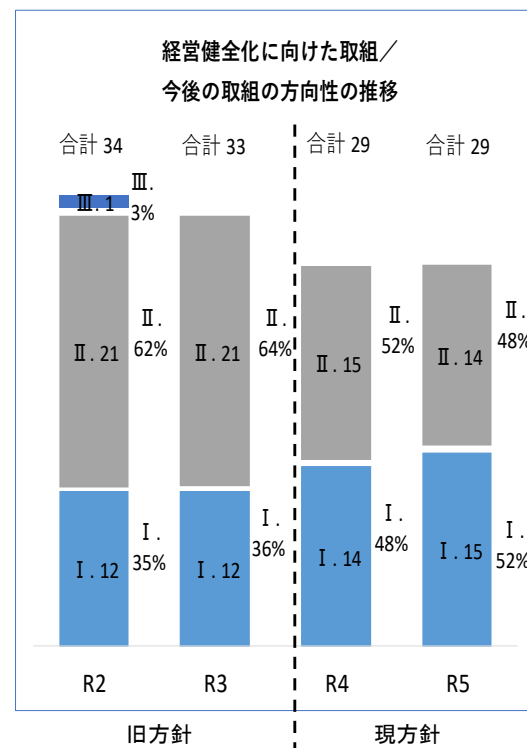
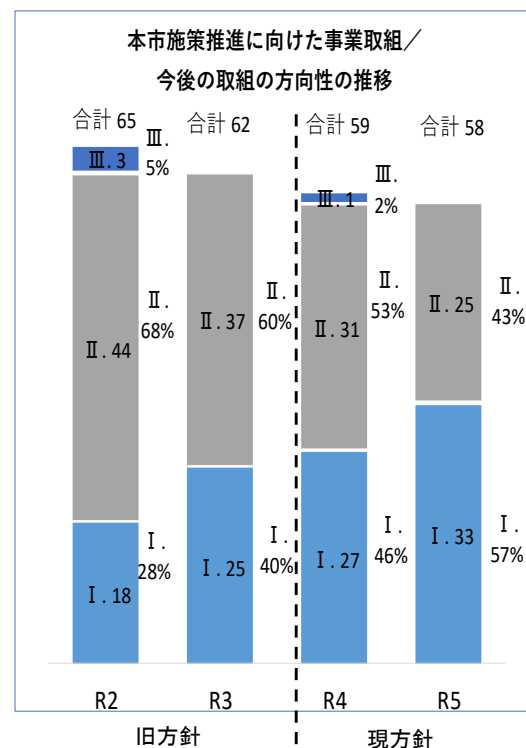
※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり



令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和5年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約57%、52%、91%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった43%、48%、9%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施**していくことも求められます。
- ・なお、令和5年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和5年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとしします。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 6 年 8 月 6 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 5 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 6 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 23 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 5 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和５年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和６年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和5年度を取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく2年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和4年度取組評価において、新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計121の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した121の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と４か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

２ 評価全般に関する審議結果について

（１）取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 95% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 5% と、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが約 3% と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3 %と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和 5 年度は、令和 4 年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成で課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められる。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要と考える。

(2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組の影響について

＜本委員会の意見＞

全般的には、目標値の変更後においても、着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことにのみ着目し、総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても、市の施策へ与える影響等も異なると思われることから、こうした視点も踏まえた対応をすることも必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし、実施していることから、目標未達成となった課題のある取

組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考える。

イ 出資法人の存在意義等について

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や、物価・エネルギー価格の高騰、事業への更なる民間事業者の参画など、多様で変化の激しい社会状況にある中、法人の事業運営や財務面においても、影響が及んでいる状況も見受けられることから、法人の役割や存在意義については、将来における抜本的な見直しも視野に入れながら、整理、検討を行う必要があるのではないかと考える。

<市の見解>

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあるが、令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業について	・文化芸術施設の稼働率向上や同施設における主催事業の参加者増のための手法として、従来型のアンケート、広報誌等による発信は、受け手市民に十分に届いているのか。SNS 発信、主要駅等での宣伝、マスメディアでの取り上げなどの様々な手を尽くし、民間事業者と伍していくだけのノウハウを活用することが必要不可欠ではないか。 ・老若男女問わず刺さるための宣伝力が問われていると思う。ひとえに、事業を市民の目に止めさせるかが肝要ではないか。関連企業等とのタイアップを目玉として位置付けることも有効ではないか。	効果的に施設や事業を周知するため、チラシに加え、市内の多様な文化イベント情報やギャラリー展覧会情報などを掲載したアートニュースを毎月発行し、誰もが気軽に手にできるよう、多くの人が目にする各区役所や市民館・図書館、学校、市内公共施設をはじめ商業施設などにも配架するとともに、関連するイベント等と連携した周知や財団のWEBサイトへの掲載など、市民に十分に届くことを意識した広報となるよう工夫しています。また、広報動画や SNS での発信など、経費も考慮した効果的な広報となるよう努めています。 今後も、より市民の目に止まるような効果的な広報のため、浮世絵等の文化資源を観光活用することで、観光業との連携など、検討していきたいと考えています。

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	わくわくプラザの登録率が目標を下回っていること自体は問題ではなく、わくわくプラザを含めて子どもの居場所が適切に確保されているかが重要であると考えられる。この点からすると、「利用者満足度アンケート」の質問項目のうち、「活動内容は保護者に伝えられている」ことを肯定する回答が 66.9%とやや低い点が気になる。子どもの居場所づくりに関する取組全体の中でのわくわくプラザの位置づけを意識しながら、内容の充実や地域における認知度の向上に努める必要があるのではないか。	青少年の心身の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者のニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりはこれからも大変重要と認識しています。 ご指摘いただきましたとおり、事業を開始した当初から、内容の充実につきましては課題であると認識しておりますので、児童の安全な居場所として、入退室情報が保護者へ伝達される入退室管理システムの配信機能を活用した広報の検討など、多種多様な事業展開による内容の充実を図るとともに、併せて、地域の関係団体等の協力を得る中で地域における認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・取扱量の減少等や、それに連動する主要な売上高の減少等への対応について、方向性の具体的内容に記載する取組が改善策となっているのか疑問に思われる。これまで対応していなかった SNS の活用に関する検討もよいが、果たしてどれだけの効果を見込んでいるのか。場内事業者の廃業等もあ	本市及び川崎冷蔵(株)が保有する現在の冷蔵・冷凍設備は、古いものでは建設後 25～40 年以上経過しており、卸売市場を取り巻く社会経済環境の変化に十分に対応しきれていないことが、同社の経営動向に影響を与えていると考えています。 川崎冷蔵(株)の安定的な経営の実現に向け、当面は現行施設下における売上確保の取組に努めるとともに、市場内の冷蔵・冷凍設備が時代に合った規模・能力で整備される機能更新の動きに

	る中で、こうした減少分を取り戻すだけのより具体的な取組の記載が必要ではないか。 ・北部市場の機能更新もある中で、中長期的な課題ではあると思うが、法人の在り方に関しても考えていく必要があるのではないか。	合わせて、効率的な業務体制を構築できるよう、本市や PFI 事業者と連携を図りながら取り組んでいくことになります。 また、SNS の活用については、その効果の具体的な数字までは算出しておりませんが、売上増加や企業認知度向上、人材確保等に向けて、積極的に取り組んでいくという趣旨で実施を検討しております。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	かなりの取扱量・稼働率の目標未達が見られるが、「場内事業者の廃業」とは具体的にどれくらいのものか、どのような理由でなのか。	川崎冷蔵（株）の冷蔵・冷蔵庫で比較的大規模に容積建て保管を利用していた水産仲卸業者のうち 1 社が、令和 5 年度に業績不振により廃業し、F 級の 3 6 5 . 2 m³が返還されました。 一方で、令和 5 年度、事業者への営業活動を実施し、SF 級容積建の冷蔵庫について水産仲卸の既存顧客 2 社が規模を拡張、新規顧客 1 社の利用開始につなげており、容積建稼働率の維持・向上に努めるなど、引き続き、事業者の利用拡大に向けて取り組みます。

川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について	・近隣の医療機関での受診を希望する被認定者が増加したために受診率が目標を下回っていることに表れているように、本事業は歴史的使命を終えつつあると判断することができるのではないか。 ・行政サービスコストの目標値が達成できなかった理由が修繕費等の増加であるとされており、施設・設備の老朽化が懸念される。資産マネジメントの観点からも本事業のあり方を検討する必要があるのではないか。 ・課題感に関しては、取組評価シートに記載されているとおりと認識しており、他の医療機関でも対応できるということは、この法人の存在意義を考えた時に、結果として、法人の廃止という整理もあり得るのではないかと思われる。また、仮に法人を存続させるとしても、存続させると判断できるだけの材料を示した上で判断することが	センターの主な実施事業である検査・検診事業については、公害健康被害被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、現在約1,000人おり、そのうち40歳・50歳代が約50%を占めることから、サービスを継続的かつ効果的に受けられることが重要であると考えております。 さらに、昨年6月に策定した「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」のもと、気管支ぜん息を含めた幅広いアレルギー疾患に関して、総合的な対策に向けて取組を進めていることから、こうした取組と、センターで実施する一般市民の方も対象とした呼吸機能訓練・呼吸器健康相談との整合を図る必要があります。 議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センターで実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していること、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支不足に対して、限りある基金を原資とした補助金で対応している状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討するよう要請されたことに加え、今回いただいた御意見を踏まえ、本市施策との整合を図りつつ、横浜市や法人などの関係者と協議を行いながら、様々な観点から、総合的に検討を進めてまいります。
----------------------------------	---	---

	求められるのではないか。 ・ いずれにしても、法人の在り方に関しては、今後の被認定者数の見込みや、法人における職員の人件費等について、中・長期的な視点でしっかりと分析を行った上で、検討を行うことが必要であるとする。 ・ 検査可能な民間医療機関が増え、当法人から受診者がシフトしているのは好ましい状況ではないのか。当法人は存在意義を転換していくべきではないか	
みぞのくち新都市の魅力あふれる再開発ビルの管理運営について	顧客満足度において調査方法等が変更されたとのことだが、どのような変更をしたのか。	令和4年度は、専門の調査機関（民間マーケティング会社）の生活者パネル調査の対象者のうち、ノクティ周辺の地域に居住しており、かつ、ノクティを利用したことがある方を抽出し、調査機関経由でアンケートを行いました。令和5年度は、アンケート依頼の対象・方法を変更しました。 まず、店内ポスター、リーフレット、ホームページ、ノクティビジョン、デジタルサイネージにより広く告知するとともに、NOCTY メールマガジンにてアンケート依頼を行いました。その上で、性別・年齢等の回答者属性の偏りを解消するため、回答が少

		なかった属性のノクティポイントカード[※]会員のうち、メールアドレス登録者（NOCTY メールマガジン配信希望者）に対して追加依頼を行うという手法をとり、より正確な顧客満足度、ニーズ把握に努めました。
臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・新型コロナウイルス感染症の影響等との評価だが、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通しはあるのか。客観的な実情を確認したい。 ・航空貨物の需要増大なども踏まえれば、本事業について当該法人が担うべきものかなどについて抜本的な検証・検討を行うことが求められるのではないかな。	はじめに、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通し等についてでございますが、令和6年4月～6月の取扱貨物量は前年同月対比で約20%の伸びを記録している状況であるものの、世界的な情勢としては、パナマ運河の渇水に伴う通航制限や紅海付近の情勢悪化に伴いスエズ運河から喜望峰へのルート変更によりコンテナ不足等のサプライチェーンがまだ復調しておらず、その影響もあって主要港への貨物の集約化などの動きにより川崎港は抜港の対象となっている状況です。 今後、サプライチェーンが安定してくれば、コロナ禍前の水準に緩やかに戻っていくと考え、引き続き既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得、新規顧客獲得の展示会への出展等ポートセール活動を行ってまいります。 次に、本事業について当該法人が担うべきものかについてでございますが、川崎港におきましては、川崎市港湾局と港湾関連事業者等で構成する官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾

		推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、出資法人である川崎臨港倉庫埠頭（株）は、本協議会の一部会であるポートセールス部会（P S 部会）の一員として事業に携わっております。また、当法人は京浜港唯一の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社とともに共同事業体を組み川崎港コンテナターミナルの指定管理者として指定されており、川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割がございます。 そのため、現状は出資法人のコンテナターミナル管理運営事業の評価指標の目標値として川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である年間コンテナ取扱貨物増加量 10,000TEU を掲げておりますが、昨今のコンテナ取扱貨物量の推移に関しては、出資法人の努力等ではなく、外的要因が多大に関係しているため、今後出資法人と協議を重ね、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」策定時においては、コンテナターミナル管理運営事業における当該法人が担うべき成果目標（評価指標）についての検証・検討を行ってまいりたいと思います。
--	--	--

生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	寺子屋先生養成講座受講者満足度が目標を上回る実績を上げている点は評価できるが、令和 6 年度は事業を受託できなかったことから、今後の財団の事業運営への影響が懸念される。事業を受託できなかった理由を精査し、組織運営・事業構想のあり方を見直すことが必要ではないか。	これまでの受託実績により、寺子屋先生養成事業にかかる費用を適切に積算し入札しましたが、今年度は受託には及びませんでした。しかし、本事業は本市の委託事業であり財団の直接的な収益事業ではないことから、事業運営への大きな影響はないものと考えています。 本事業は、市の「地域の寺子屋事業」の事業開始以来、中間支援組織としての強みを活かして市と連携協働し、事業の特性などへの理解を深め、市内小中学校の寺子屋開講に繋げるよう、より効果的・実践的な研修を実施するなど、「地域の寺子屋事業」の進捗に主体的に取り組み貢献してきました。今後も引き続き事業内容や運営方法を見直し適切に費用を積算し、事業を受託できるよう取り組んでいきます。
-----------------------------	---	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性の確保について	民間のノウハウを吸収した上で、出資法人としての強みを生かした一過性ではない自立性の確保について、どのような構想をお持ちなのか。財団のアイデンティティがなければ、先行きは厳しいのではないか。民間にゆだねることも視野に旧来の常識にとらわれない運営を検討していただきたい。	誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、文化財団は市の協働のパートナーとして、文化の専門的な組織としての強みを活かし、多彩な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の効果的な運営を行うとともに、多様な市民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められます。 文化財団は、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や、多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組強化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさらに深めつつ文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執行や事業収益の確保につなげていきたいと考えています。

スポーツ協会の収益性の確保について	令和４年度まで実施していた富士見公園運動施設管理の終了、とどろきアリーナで実施していた教室の縮小などが影響をあたえているようだが、今後、等々力緑地や富士見公園の再編整備によってどのような状況改善が見込めるのか。	「等々力緑地再編整備・運営等事業」及び「富士見公園再編整備事業」は両者とも PFI 事業として進められております。川崎市スポーツ協会はこの事業を受託した構成企業にいずれも参加していないため、施設完成後の管理運営等に参加することは難しく、収益の改善につなげることは困難な状況です。 経営健全化に向けては、財政基盤の安定化を第一に考え、経費や人件費の抑制を図り、好評な事業の拡大や料金設定の見直しの検討による収支の改善に取り組むとともに、業務分担の一部見直しを行い時間外勤務の縮減や、適正な人員配置について検証し、人件費の削減を実施してまいります。
スポーツ協会の収益性の確保について	指定管理の終了等事業収益構造が大きく変化する中、外部収益増（新規獲得）と内部固定費削減に取り組むのは容易ではない。直ちに「赤字事業」を縮小・廃止すべきものではないが、全体では収支バランスをとなければならない。個別にどんな「赤字事業」があり、どれくらいの赤字額であるのか。	主な赤字事業として、多摩川マラソンは、定員が満たなかったこともあり、約 300 万円の赤字額となっております。また、桜本スポーツ教室についても、赤字事業（約 80 万円、人件費を除くと約 50 万円）となっております。 こうしたことから、令和５年度は、新たにスポーツフェスタ事業の受託や、スキー&スノーボード教室など一部事業の料金について適正な価格とし、赤字事業である桜本スポーツ教室については、令和６年度に廃止いたします。今後も、多摩川マラソンの参加者増に努めるとともに、各事業の利用料金についても見直しを

		行うなど、法人として収益性の確保に努めてまいります。
かわさき市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進	第5期指定管理の受託施設数が減少したために市からの補助金・委託費以外の収益について令和6年度以降の目標を達成することが困難な状況であるとのことだが、その原因や対応策を検討する必要があるのではないか。	補助金・委託料以外の収益といたしまして、子育て支援・わくわくプラザ事業収益(サービス利用料)及び青少年事業収益(実習生等の受入に伴う謝礼金)(利用者実費負担)等がありますが、当該収益については、受託施設が減少することにより、それに比した収益(自主財源)が減るという主旨で目標値を変更するものです。 引き続き、子育て支援・わくわくプラザ事業等の運営ならびに周知・広報により、自主財源の確保を図るとともに、当該項目以外の自主財源等についても、一層の増加に向けて検討してまいります。
川崎冷蔵の経常利益の確保について	収益大幅減の中、人件費が想定より増加(800万円程度)とはどのような理由によるものなのか。	これまで、経営改善を進めるため、最小限の組織を基本とした業務体制で運営してきましたが、世代交代に対応し業務執行の安定性・継続性の確保を目的として、1人採用したことなどによります。 今後に向けては、安定的な会社経営を行うため、業務執行の内容・方法等の定期的な点検・確認・指導など、中期事業計画に基づく取組を進め、効率的な業務体制を維持しながら経費の削減に努めます。

川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	使用料の減免が令和 6 年度からなくなる中、今後も厳しい経営動向が予想される。目の前の経営努力はもちろん必要だが、国際情勢の変化や物流 2024 問題など、大きな経済環境にも対応していかなばならない。中期経営計画のなかで抜本的な対応策は計画されているのか。	現在の中期事業計画は、自立した経営の確保と場内外事業者へ効果的な営業展開を取組の方向性として、卸売市場や冷蔵・冷凍倉庫を取り巻く令和 4 年度末時点の状況を踏まえ、令和 8 年度末までの 4 年間の計画として、令和 5 年 3 月に策定されたものです。 国際情勢をはじめとする、計画策定後の状況変化に対しては、当面の間は、現在の計画に基づき臨機応変に取り組むとともに、今後は、機能更新の進捗状況や令和 7 年度策定予定の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の内容等も踏まえて対応していきます。 また、今後、電気料金の上昇に対応した利用料金の見直し等により売上高の増加を図り、借入金を完済して安定的な経営環境の整備を進めていきます。
川崎・横浜公害保健センターの効率性の高い業務運営・改善について	法人の存在意義や役割・機能の変化は必ずしも悪いことではなく、好意的にとらえるべき部分もはっきりさせるべきであると考え。そのうえで、事業効率性には不断の努力は必要であり、記載されているような検討をいたずらに先送りすることなく進めるべき。	「川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について」における市の見解と同様となります。

公園緑地協会の運営の自立性の向上について	新たな「協働の取組」の担い手確保に繋げる取組の中で、中間支援組織として、協会が持つ地域との繋がりや、専門知識はアドバンテージとしているが、これだけでは今後もこの協会を存続させる理由とはならないものとする。他の民間事業者においても、こうしたアドバンテージがないとは必ずしも言えず、また、等々力緑地のコンセッション事業がいよいよ動き出した中で、今後、他の民間事業者の優位性や協会に代わり担える部分が多く出てくると考えられる。 現状、公園等の管理に関して、新たな取組の検討をしているとのことだが、取組評価シートに記載のとおりアドバンテージによってのみでは、協会を存続させるだけの理由とはならず、また、市からも一定財政支出があることを考慮しても、協会を引き続き存続させることに対して、対外的な	本市では令和２年度に「パークマネジメント推進方針」を策定し、大規模公園を中心に民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入し、公園課題の解決につなげることでありますが、一方でまとまった収益をあげることが困難な規模の小さい公園については、様々な主体との「協働の取組」を進めることで、保全、利活用など様々な課題の解決を目指すという、等々力緑地等に代表される大規模公園とは別のアプローチを取っています。 「協働の取組」の担い手の中心は、地域住民を想定しており、これまで協会が、長年かけて培ってきた地域住民との信頼関係は、民間事業者にはない強みと考えています。一方で、本市の公園管理の課題認識として、地域団体の高齢化等があり、既存の地域とのつながりだけでは、「協働の取組」を持続的なものとすることは困難であり、新たな「協働の取組」の担い手を公園に呼び込み、管理運営につなげる施策が必要です。この施策の推進には、公園の魅力発信、公園利用者間の活動や取組を連携させることなどこれまでの協会の活動の範囲を超えるものがあり、これらに対応するための体制をどのように構築するのか、法人自ら示す必要があ
-----------------------------	--	---

	説明も含め相応の覚悟が必要ではないか。 このような状況において、仮に協会を存続させる方向性であったとしても、例えば、他法人のような「中期事業計画」などの作成により、行政として、協会の方向性等を具体的に示していくことも必要ではないか。	と考えています。 また、令和５年度から、当期の経常損益が約 4,000 万円の赤字となり、持続的な協会経営が困難な状況です。赤字解消に向けて、市からの財政支出のみに依ることなく、協会自らの経営努力により、改善する計画なしには協会存続の最終判断はできないと考えています。
--	--	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
- 意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部長・法学部地域創生学科 教授
伊藤 正次（会長）	東京都立大学 法学部法学科 教授 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部政治学科 教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 商経学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

・第1回委員会

令和6年7月4日（木）WEB 併用会議にて開催

・第2回委員会

令和6年7月25日（木）WEB 会議にて開催